

手話言語条例素案に対する主な意見の概要と本市の考え方

項目	主な意見の概要	件数	本市の考え方
条例制定を予定していることについて	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市にも手話言語条例が制定されようとしていることがうれしい。 ・手話言語条例をずっと待っていた。条例に期待している。 	12件	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年3月議会に条例案を提出したいと考えています。
条文の書きぶりについて	<ul style="list-style-type: none"> ・前文の内容がとても丁寧に表現されており、この条例を大切にしていることが伝わる。 ・難解な言葉が使われておらず、多岐にわたる内容につきよく練られた分かりやすい表現になっている。 	6件	/
条例制定以降について	<ul style="list-style-type: none"> ・ろう者の母語である手話が言語であるということを市民が認識し、理解を深めて普及していくことを願う。 ・手話が言語として認められ健聴者と同等に過ごせれば、差別も解消され、社会においてそれぞれの能力が発揮される機会が増えると思う。 ・これからの社会は、ろう者だけではなく、様々な障害を持つ人が障害を持たない人と隔てられることなく、共生できる社会であるべき。ろう者が安心して幸せに暮らすことのできる社会が実現するよう、条例の内容をしっかりと反映してほしい。 ・条例がただの理念に終わることなく、ろう者が輝ける社会への第一歩になることを願ってやまない。 ・当事者の思いを取り入れ作成された条例なので、手話やろう者に対する理解が広まるように、施行後もろう者や関係者の意見を十分聴いて、必要な予算を確保した上で、施策に反映させてほしい。 	24件	<ul style="list-style-type: none"> ・手話言語条例が制定されましたら、条例が理念だけで終わることのないよう、市民の皆様にもご協力をいただきながら取り組んでいきたいと考えています。
「手話」「ろう者」について	<ul style="list-style-type: none"> ・手話はろう者が独自の言語として大切に伝承し育んできた。文章が苦手なろう者にとって、筆談では内容がつかめないうことも多く、手話は意思疎通の大切な手段である。 ・条例の対象とする「手話」の定義が不明。「日本手話」や「日本語対応手話」等の種類が示されず、また外国における手話は対象に含まれるかどうか分からない。 ・「ろう者」の定義を入れる必要がある。 	7件	<ul style="list-style-type: none"> ・「手話」については、「日本手話」「日本語対応手話」「中間型手話」等に細かく分類することはせず、全てを含むものとして考えています。 ・「ろう者」については、前文第一段落で手話との関係性において表現しており、この条例の中でろう者とはどのような人を指すのかをこの中で説明しています。
パブリックコメントの実施方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの募集について、手話で表現したものもあわせて掲載するなど、ろう者にも見やすく分かりやすい方法であれば良かった。 ・条例を日本語の文章だけで示すのは、難しい言葉も多くろう者には意味をつかみにくいので、手話での説明が欲しい。 	6件	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント募集の際には、時間的な制約から手話での動画を準備できませんでしたが、条例が制定されましたら、手話で内容を概説する動画を用意したいと考えています。

項目	主な意見の概要	件数	本市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 意見の提出についても、手話の動画ファイルやDVDを受け付けられる体制を作ることが望ましい。 		
条例案の各条文について			
全般	<ul style="list-style-type: none"> 第4条～第6条、第8条～第13条、第16条は努力義務とされており、強制力を伴った規定ではないため、あえて条例として定める必要はない。 各「等」の指し示すところが不明である。 災害対策や教育内容等につき、同一分野における規定が重複しないよう、関係部局及び関係機関との調整を図り、整合性を取ること。 	4件	<ul style="list-style-type: none"> 第12条の災害時の対応の規定について、「講ずるよう努めるものとする」を「講ずるものとする」に改めます。 省略しても文意が通るものについては、「等」を省略します。 (第7条本文「事業者等」を「事業者その他の者」に、「講座等」を「講座」に、第8条表題「情報発信等」を「情報発信」に、第14条本文「派遣等」を「派遣」に、「周知等」を「周知」に改めます。)
前文	<ul style="list-style-type: none"> 前文の法規範性が不明であり、条例制定の経緯や手話の沿革等については条例の一部である前文として規定することは不要である。 関連条約が国際連合総会で採択された事実が挙げられているが、国内法とは異なり条約の締結自体は条例制定と直接の法的関係性はなく、条例に示すことは不要である。 特に必要のない紛らわしい言葉はできるだけ省く方が良いため、最後の段落の「ろう者を含むすべての市民」について、「ろう者を含む」という文言は不要である。 	5件	<ul style="list-style-type: none"> 前文は法規制定の経緯や背景、目的及び基本理念を述べるものとして必要であると考えています。 「ろう者を含むすべての市民」を「全ての市民」に改めます。
市の責務、市民・ろう者・事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> 第3条で市の責務が規定されているが、「総合的」及び「計画的」という表現が抽象的過ぎる。 第4条で市民の役割、第5条でろう者の役割として市の施策への協力が規定されているが、これは多様な意見の存在を無視した一方的なもので、思想良心の自由に反する。 第5条にろう者が市の施策に協力する旨が書かれているが、違和感がある。具体的にどういふことをするのか。 第6条における「事業者」および「合理的配慮」の意味が不明。また「合理的配慮をするように～」の「に」は省いてはどうか。 	6件	<ul style="list-style-type: none"> 市の責務として、第7条以降に基本的事項を規定しています。 まちづくりの理念として、市民やろう者の方々に、合意でき可能な範囲での協力をお願いしているものであり、思想良心の自由には反しないと考えています。 第4条で市民の役割を書いていますますが、手話を自分たちの言葉として受け継ぎ、育んできたろう者だからこそできることがあると考えていますので、手話への理解の促進及び普及を進める上でできる範囲のご協力をお願いするものです。 「事業者」の意味が分かりにくかったため、「事業を行う法人及び個人」に改めます。 「合理的配慮をするように」を「合理的配慮をするよう」に改めます。

項目	主な意見の概要	件数	本市の考え方
手話を学ぶ機会の提供、学校・医療機関における手話の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・手話教室が多くの場所で開かれて、幅広いコミュニケーションが可能になり、生活がより豊かになる事を夢見ている。 ・ろう者と関わる事で手話を身近に感じることができ、誰でも手話を学べる環境があるといい。 ・教育において子どもの頃から手話を学ぶ機会があれば、手話が自然と身につくだけでなく、聞こえない人に対する理解も深まり、差別や偏見を持たれることのない社会になるだろう。 ・手話通訳者の派遣を依頼しなくても、病院や銀行等にいつでも安心して行ける環境となることを希望する。 ・医療機関における手話の普及についての規定は、必要不可欠なものでありとても大切だ。 	13件	<ul style="list-style-type: none"> ・手話を学ぶ機会の提供や、手話やろう者に対する理解促進に努めます。
災害時の対応、観光旅行者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応についての規定が入っており、時機を捉えている。 ・災害時の対応についての規定が努力義務に止まっていることが理解できない。 ・国際観光都市である奈良市らしく、観光客に対する配慮が盛り込まれている点が良い。 	5件	<ul style="list-style-type: none"> ・第12条の災害時の対応の規定について、「講ずるよう努めるものとする」を「講ずるものとする」に改めます。（再掲）
手話通訳者	<ul style="list-style-type: none"> ・手話のできる人や手話通訳のできる人を増やす必要がある。 ・市民に対して手話を学ぶ機会を提供したり、事業者の手話講座を支援するためには、指導力のある講師を十分な人数を養成することが必要。 	5件	<ul style="list-style-type: none"> ・条例が制定されると、手話通訳の依頼が多くなることも想定されますので、手話通訳のできる人の確保が必要と考えています。また、手話を普及し手話を学ぶ機会を提供するための人材確保も必要であると考えています。
意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・第15条に意見聴取の規定があるが、どんな時にどのような形で意見を聴くか不明確であり、当事者・手話関係者・学識経験者・行政関係者からなる公的な組織をもって進めること。 	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取について、特別な組織は設けませんが、関係者の方々から随時ご意見を頂戴し、施策に活かしていきたいと考えています。
条例の改正規定	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しが必要なときや、手話言語法が制定されたときに対応するため、条例改正についての規定を入れるべきである。 	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・改正条項は入れていませんが、必要時には見直しを検討したいと考えています。
その他		17件	
合 計		112件	(42人)